

令和5年5月12日

保護者 様

伊那市教育委員会教育長 笠原 千俊
伊那市立手良小学校長 佐々木 英明

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

このことについて、文部科学省及長野県における取り扱いが定められましたので、県の取り扱いに準じて市内小中学校におきましても、下記のように対応しますのでよろしくお願ひいたします。

1 出席停止等について

(1) 感染が判明した場合

- ・症状がある場合は、発症した後5日を経過し（発症した翌日を1日目とする）、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止となります。また、症状のない場合は、検体を採取した日（検査をした日）から5日を経過するまで（採取日の翌日を1日目とする）出席停止となります。
- ・出席停止期間が終了し、登校する際には、学校からお渡しする「出席停止期間終了報告書」を作成し、学校に提出してください。（医療機関で記入していただくものではありません）
- ・登校後も、発症又は検体採取から10日を経過するまではマスクを着用するなど、感染予防対策にご協力ください。
- ・感染が判明した場合には、できるだけ早く学校に連絡をお願いします。なお、夜間、休日等で学校に連絡ができない場合に、市役所日直へ連絡していただく必要はありません。翌日、または休日明けに学校に連絡をお願いします。

(2) 感染が判明してない場合

- ・家族が新型コロナウイルスに感染した場合、濃厚接触者の特定を行わないため、出席停止とはなりません。登校の制限はありませんが、家族の発症から7日を経過するまでは、特に注意して健康観察をお願いします。この期間はマスクを着用するなど、感染予防対策にご協力ください。
- ・児童生徒の体調に異変がある場合は、無理をして登校せず、自宅での休養をお願いします。また、体調に異変がある場合にはできるだけ医療機関への受診をお願いします。なお、感染が判明していない場合は出席停止とはなりません。病欠扱いとなります。

(3) 感染不安等がある場合

- ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる場合や児童生徒に基礎疾患があることにより重症化リスクの高い場合など、心配な場合は学校にご相談ください。

2 学級閉鎖等について

- ・学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業の条件は従来通りとします。
- ・学級閉鎖の期間は学校医と相談のうえ、概ね5日程度とします。

3 健康観察について

- ・登校前には体調に異常がないかの確認（必要に応じ検温）をお願いします。
- ・健康チェックカードの提出は必要ありません。

※新型コロナウイルス感染症が5類に移行されましたが、まだまだ心配な状況が続く恐れもあります。今後も手洗いや咳エチケットなど、基本的な感染予防対策にご協力をお願いいたします。